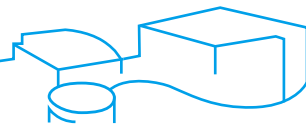


お知らせ information



児童扶養手当・愛知県遺児手当・阿久比町遺児手当の現況届を提出してください

8月は現況届提出月です。提出を必要とする方には、届出用紙を送付します。現況届が提出されない場合は、手当の支給が停止されますので、期日までに提出してください。

提出期間

8月1日(水)～31日(金)(土日、祝日を除く)

提出・問い合わせ先

子育て支援課子育て支援係
☎(48)1111(内1130)



多重債務で悩んでいる方へ

サラ金・クレジット会社からの借入れに悩んでいませんか。サラ金・クレジット担当の弁護士が無料で相談に応じます。(要予約)

■相談日時 8月24日(金)午後1時～午後5時(受け付けは午後4時まで)

※ 前日午後1時までに、住民福祉課国保年金係まで電話で相談申し込みをしてください。

申し込み・問い合わせ先

住民福祉課国保年金係
☎(48)1111(内1117)

■その他 当日は住民福祉課国保年金係の窓口で受け付けをしてください。相談会場へ案内します。



知多地域成年後見センター「権利擁護サポーター」講座

認知症になった方や知的障がい、精神障がいのある方が地域で自分らしく生きていけるよう支援するために必要な知識を教えます。

日時

9月7日～11月16日毎週金曜日(全9回)午後1時30分～午後4時30分

場所 中央公民館本館

※ 第2回と第9回のみ町オアシスセンター

定員 40人(先着順)

受講料 無料

■内容 障がい理解や制度の概要、同行訪問など

申し込み・問い合わせ先

知多地域成年後見センター
☎0562(39)2663
FAX0562(39)2667



家屋の新築、増築、取り壊しをした方・予定のある方へ

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の所有状況により課税されます。

新築、増築家屋は、固定資産評価額算定のために調査する必要があるため、取り壊した家屋は、年内に取り壊したことを確認して課税台帳から抹消する必要があります。

新築、増築、取り壊しをした方や年末までにこれらの予定がある方は下記申告先までお知らせください。

一定の条件下で家屋を改修した方は、固定資産税が減額となる制度があります。制度の適用を受けるためには申告が必要です。

- ▽ 耐震改修減額
- ▽ バリアフリー改修減額
- ▽ 省エネ改修減額

申告・問い合わせ先

税務課固定資産税係
☎(48)1111(内1109・1110)



住宅用地の利用状況変更による申告

住宅用地は、税負担を軽減するため、所有者からの申告により課税標準の特例措置が適用されます。

この制度を適正に運用するため、土地所有者の方は、土地の利用状況を次のように変更した場合、下記申告先までお知らせください。

- ▽ 更地に住宅を新築し、新たに住宅用地になった場合
- ▽ 店舗などを住宅に改築し、住宅用地になった場合
- ▽ 併用住宅(店舗兼住宅など)で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があった場合
- ▽ 住宅を店舗などに改築し、住宅用地でなくなった場合

▽ 土地の利用状況を変更した場合(例:隣接地を取得して住宅用地とした、新たに敷地の一部を貸し駐車場に変更したなど)

▽ 住宅を取り壊し、住宅用地でなくなった場合

▽ 住宅用地の住宅戸数に変更があった場合

申告・問い合わせ先

税務課固定資産税係
☎(48)1111(内1109・1110)



町社会福祉協議会職員を募集

■募集対象 福祉活動専門員

■採用時期 平成30年10月1日

■募集人員 1人

■応募資格 昭和62年4月2日以降に生まれた方で次の資格を有する方

- ▽ 社会福祉主事
- ▽ 普通自動車運転免許

■試験日時 9月16日(日)午前9時～午後2時40分

■試験内容 適性試験、論文試験、面接試験

試験会場

町社会福祉協議会(町オアシスセンター)

■募集期限 8月31日(金)

■申し込み方法 職員採用候補者試験申込書を町社会福祉協議会に提出してください。(持参または郵送)

※ 申込書は、窓口で配布しています。ホームページからダウンロードもできます。

<http://www.agui-sha.kyo.or.jp>

必要添付書類

最終学歴の卒業証明書、成績証明書、資格取得証明書または証明書の写し

申し込み・問い合わせ先

町社会福祉協議会
470-2212
阿久比町大字卯坂字丸の内85(オアシスセンター3階)
☎(48)1111(内1523)
FAX(48)4045